

# 授産施設会計基準の制定について

平成13年3月29日 社援発第555号  
厚生労働省社会・援護局長

社会福祉法人の会計基準については、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知により示されているところであるが、この中において、授産施設については、別途通知される予定の会計基準によるものとするとしているところである。

授産施設は、社会福祉施設であるとともに、製品製造等の授産事業活動を施設の目的として行い、それにより得た収入から必要経費を控除した金額を工賃として利用者に支払うという、授産施設特有の会計処理を必要としている。

これらのことから、社会福祉法人会計基準により定められている基本的理念を踏まえつつ、授産事業活動についての会計処理を加え、授産施設を経営する社会福祉法人に係る会計基準として、今般、別紙のとおり「授産施設会計基準」を定めたので、この円滑な実施につきご配慮願いたい。

## 1 授産施設会計基準の基本的な考え方

(1) 「社会福祉法人単位での経営を目指し、社会福祉法人全体の経営状況が把握できる社会福祉法人制度共通の会計基準」という、社会福祉法人会計基準（以下「法人基準」という。）の理念に沿い、原則的には法人基準と同様の取扱いとするとともに、授産施設に特有のものである授産事業活動についての会計処理の取扱いを加えて、授産施設会

計基準（以下「授産基準」という。）として定めるものである。

- (2) 授産基準は、簡潔明瞭なものとし、損益計算の考え方を採り入れることにより効率性が反映されるものとする事とした。
- (3) 授産基準は、社会福祉法人（以下「法人」という。）としての高い公益性を踏まえた内容とする事とした。
- (4) 授産基準は、取引を適切に記録し、経営状況を適切に表示するための基本的な事項について定めたものであり、各法人における経理処理については、この基準を基にそれぞれの法人で自主的に定める事とした。

## 2 授産基準の骨格

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は施設ごととせず、法人で一本の会計単位とすることとし、さらに授産施設における事業の特殊性に鑑み、授産施設と他の社会福祉施設等を経営する法人においては、授産施設にかかる会計単位を他の会計と区分することとした。

また、複数の授産施設を経営する場合においては、法人で一本の会計単位とし、施設ごとの経営状況を判読できるよう、会計単位の内部に施設ごとの経理区分を設けることとした。なお、公益事業及び収益事業については、別途特別会計として

会計単位を分けることとした。

- (2) 施設ごとの経営状況を判読できるよう、会計単位の内部に施設ごとの経理区分を設けることとした。
- (3) 適切なコスト管理、経営努力の結果が反映されるよう、損益計算の考え方を導入することとした。
- (4) 建物等の資産価値を適切に評価、表示するため、減価償却制度を導入することとした。
- (5) 計算書の体系は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録とした。

資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、授産事業活動による収支、福祉事業活動による収支、施設整備等による収支及び財務活動による収支に区分し、決算額を予算額と対比して記載するものとした。

事業活動収支計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、授産事業活動収支の部、福祉事業活動収支の部、事業活動外収支の部、特別収支の部及び繰越活動収支差額の部に区分して記載するものとした。

また、支出には適正に計算された減価償却費を計上するものとした。

貸借対照表は、法人の会計年度末における財産状態を明らかにするために作成し、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとした。

財産目録は、会計年度末における全ての資産及び負債について、その名称、数量及び価額等を詳細に記録するために作成することとした。

- (6) 資金収支計算書、事業活動収支計算書には、経理区分ごとの内訳表を添付することとした。

### 3 授産基準運用上の留意点

#### (1) 経理規程の制定

授産施設を運営する法人は、授産基準に基づき会計処理に必要な事項について経理規程を定めると。

#### (2) 複式簿記の実施

法人は、財産状態及び収支の状況について従来から行われている複式簿記により明確に記録し、財務

報告をしなければならないこと。

#### (3) 会計単位及び経理区分

法人本部及び定款に記載された授産施設ごとに経理区分を設けることとし、その区分ごとに収支計算を行うこと。

また、授産施設と他の社会福祉施設等を運営している場合には、授産施設にかかる会計単位を他の社会福祉施設等の会計単位と区分すること。

#### (4) 勘定科目

勘定科目は、他に定めのある場合を除き、この授産基準に示した勘定科目に準拠して区分しなければならないこと。

法人によって必要としない勘定科目は設定しなくてもよいこと。

法人の都合上勘定科目に小区分を設けることは差し支えないこと。

#### (5) 減価償却

減価償却の方法は、定額法によるものとしたところであるが、これによりがたい場合には、定率法によることができること。

#### (6) 附属明細書の作成

重要な資産及び負債等の状況を明確にするために、借入金、貸付金及び固定資産等について、その内容を明らかにする明細書を作成すること。

### 4 適用の範囲等

#### (1) 適用の範囲

原則として、授産施設を運営する全ての法人について適用するものとする。

#### (2) 実施の時期

原則として、平成13年4月1日から適用するものとする。

#### (3) 適用にかかる経過措置

授産施設が措置費支弁対象施設であることや、(2)で定める時期において、ただちに本基準を適用することが困難な場合が想定されることに鑑み、当分の

間、従前の取扱いによることが出来るものとする。

(以下、略)

#### (4) 授産基準の見直し

授産基準は、今後の社会福祉事業や法人基準の動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行い、今後もさらに改善と充実を図っていくこととする。

## 授産施設会計基準に係る取扱いについて

平成13年3月29日

厚生労働省社会・援護局・保護課長 社援保発第23号  
障害保健福祉部障害福祉課長 障障発第12号  
障害保健福祉部精神保健福祉課長 障精発第18号

標記については、平成13年3月29日社援発第555号厚生労働省社会・援護局長通知「授産施設会計基準の制定について」により示されたところであるが、この実施に当たっての運用上の留意事項等については、下記のとおりであるので、周知徹底方特段のご配慮をお願いしたい。

### 記

#### 1 社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日社施策310号）関連通知の準用について

授産施設会計基準（以下「授産基準」という。）に基づく会計処理を行うに当たっては、次に掲げる通知を準用して通用するものとする。

- (1) 「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援施第6号）
- (2) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援施第7号）
- (3) 「社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について」（平成12年2月17日社援施第8号）
- (4) 「措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について」（平成12年2月17日社援施第9号）

#### 2 「会計単位間繰入金支出」の取扱いについて

法人の運営に係る経費等、他の会計単位間との資金移動も想定されることから、会計単位間の資金移動を処理するための「会計単位間繰入金支出」を大区分の勘定科目として設け、資金収支計算書の福祉事業活動による収支の支出欄（資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表も同様とする。）に、また、事業活動収支計算書の福祉事業活動収支の部の支出欄（事業活動収支内訳表も同様とする。）に加えても差し支えないものとする。

#### 3 授産事業活動に係る取扱いについて

授産施設において行う、授産事業活動に係る会計処理を行うに当たっての留意事項は、次のとおりであること。

- (1) 授産施設は、各法の最低基準において、「事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定されているところであるが、ここでいう必要経費に含まれると考えられるものは、授産事業活動の効率的な実施を促進するためなどに設置された職業指導員等の職員に係る人件費や、日々の授産事業活動の実施に直接的に必要な原材料費、光熱水費、運搬費等の必要最小限度の経費である。
- (2) 授産施設は、(1)の考え方により、原則として剰

余金は発生せず、資金収支計算及び事業活動収支計算において「授産事業活動収支差額」は生じないものであるが、授産基準第35条に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。なお、その際は、授産事業活動に係る積立金であることを表示する名称を付し、授産事業活動収支差額との対比ができるようにするものとする。

(3) 「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」中の「授産事業活動による収支」及び「授産事業活動収支の部」における「授産事業収入」及び「授産事業支出」については、各授産施設ごとに経理区分を設けて処理をするものとしており、複数の授産施設で同じ作業を行っているなどの場合であっても、人数、作業量等、一定の量的基準に基づき按分処理することとしている。また、一つの授産施設で複数の授産科目を実施している場合には、科目ごとに「事業収入」、「事業収入」というように内訳を設け、授産科目ごとの収支状況が把握できるようにしている。

なお、授産事業における支出の状況把握を適正に行うため、各法人においては別紙「授産事業支出明細表」を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。授産事業支出明細表における勘定科目は、別表のとおりとする。

#### 4 福祉工場の取扱いについて

この授産基準は、各法に基づく授産施設を対象としているところであるが、昭和47年7月22日社更第128号「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」に基づく身体障害者福祉工場、昭和60年5月21日厚生省発児第104号「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく知的障害者福祉工場及び昭和25年法律第123号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第50条の2第1項第4号に規定する精神障害者福祉工場についても、本基準を準用した会計処理を行うことができるものとする。

(以下、略)